

15 骨子案(山梨県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
------	------------------------------------------------------------------------------------

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【指定障害者支援施設】 従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	指定障害者支援施設等の一般原則(第3条)	
従	従業者の員数(第4条)	
従	従業者の員数に関する特例(第4条の2)	
従	複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数(第5条)	
従・参	従たる事業所を設置する場合における特例(第5条の2)	
従・参	設備(第6条)	
参	設備に関する特例(第6条の2)	
従	内容及び手続の説明及び同意(第7条)	
参	契約支給量の報告等(第8条)	
従	提供拒否の禁止(第9条)	
参	連絡調整に対する協力(第10条)	
参	サービス提供困難時の対応(第11条)	
参	受給資格の確認(第12条)	
参	介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助(第13条)	
参	心身の状況等の把握(第14条)	
参	指定障害福祉サービス事業者等との連携等(第15条)	
参	身分を証する書類の携行(第16条)	
参	サービスの提供の記録(第17条)	
参	指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第18条)	
参	利用者負担額等の受領(第19条)	
参	利用者負担額に係る管理(第20条)	
参	介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等(第21条)	
参	施設障害福祉サービスの取扱方針(第22条)	
参	施設障害福祉サービス計画の作成等(第23条)	
参	サービス管理責任者の責務(第24条)	
参	相談等(第25条)	
従・参	介護(第26条)	
従・参	訓練(第27条)	
参	生産活動(第28条)	

従	工賃の支払等（第29条）
参	実習の実施（第30条）
参	求職活動の支援等の実施（第31条）
参	職場への定着のための支援の実施（第32条）
参	就職状況の報告（第33条）
参	食事（第34条）
参	社会生活上の便宜の供与等（第35条）
参	健康管理（第36条）
参	緊急時等の対応（第37条）
従	施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い（第38条）
参	給付金として支払を受けた金銭の管理（第38条の2）
参	支給決定障害者に関する市町村への通知（第39条）
従・参	管理者による管理等（第40条）
参	運営規程（第41条）
参	勤務体制の確保等（第42条）
参	定員の遵守（第43条）
参	非常災害対策（第44条）
参	衛生管理等（第45条）
参	協力医療機関等（第46条）
参	掲示（第47条）
従	身体拘束等の禁止（第48条）
従	秘密保持等（第49条）
参	情報の提供等（第50条）
参	利益供与等の禁止（第51条）
参	苦情解決（第52条）
参	地域との連携等（第53条）
従	事故発生時の対応（第54条）
参	会計の区分（第55条）
参	記録の整備（第56条）
参	附則

【指定障害者支援施設の申請者の法人格の有無】

基準	障害者自立支援法施行規則	県の考え方
従	法第38条第3項の厚生労働省令で定める基準	・ 障害者自立支援法により、省令で定める基準に従い定めるものとされているため、省令どおりの基準を規定する。